独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社アルプス物流	コード	9055
提出日	2020/6/2	異動（予定）日	2020/6/19
独立役員届出書の提出理由	当社第56回定時株主総会（6月19日開催）に社外取締役の選任議案を付議し、独立役員として指定するため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大橋　進	社外取締役	○													○		有
2	大山　高	社外取締役	○													○		有
3	大野　澄子	社外取締役	○													○		有
4	西川　菜緒子	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	大橋進氏は、複数の事業会社において物流業務に携わるとともに、取締役として経営に関与してこられました。また2008年からは物流コンサルティング会社を設立し、代表取締役として活動を行うなど、当社の主たる事業である物流関連及び会社経営について豊富な経験・知識を有しております。これらの知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただいているものと判断しております。そして、6月19日以降は監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていると考えており、引き続き独立役員として届け出るものであります。
2	該当事項なし	大山高氏は、電子情報技術産業協会等で理事を務めるなど当社の主要顧客が属する電子産業に関し、豊富な知見を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これらの知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただいているものと判断しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていると考えており、引き続き独立役員として届け出るものであります。
3	該当事項なし	大野澄子氏は、長年にわたり、弁護士として活動し、法律の専門家としての豊富な知識・経験等を有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これら法律に関する知見を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただいているものと判断しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていると考えており、引き続き独立役員として届け出るものであります。
4	該当事項なし	西川菜緒子氏は、会計事務所における長年の会計監査経験と公認会計士として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これら会計に関する知見を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていると考えており、独立役員として届け出るものであります。
5		

４．補足説明

＜社外取締役独立性基準＞
当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。
1. 当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社（以下「当社グループ」という)の出身者(注１）
2. 当社の大株主(注２）
3. 当社グループの主要な取引先(注３)企業等の業務執行者、または、 当社グループの主要な借入先(注４)企業等の業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額(注５)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注６）
7. 社外取締役の相互就任関係(注７)となる他の会社の業務執行者
8. 近親者(注８)が上記１から７までのいずれかに該当する者
9. 過去３年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注１：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
注２：大株主とは、直近事業年度末において自己又は他人の名義をもって議決権ベースで５％以上の保有株主をいう。大株主が法人､組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループのサービス・商品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の２％を超えるものをいう。
注４：主要借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間１千万円を超えるときを多額という。
（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間１千万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間１千万円を超える寄付を受けている者（法人､組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち､当該寄付に係わる活動に直接関与する者）をいう。
注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２ 役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４ a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５ 独立役員の選任理由を記載してください。